

平成 19 年 5 月 24 日

各 位

エ ス テ ー 化 学 株 式 会 社  
東京都新宿区下落合 1 - 4 - 1 0  
(コード番号 4 9 5 1 東証第一部)  
代表者 代表執行役社長 小林 寛三  
問合せ先 財務・総務グループ  
マネージャー 吉澤 浩一  
TEL 03(5906)0731

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 15 日開催予定の第 60 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、化学メーカーとして防虫剤などの製造販売から始まり、1970 年代以降、ネオパラエース(防虫剤)、シャルダンシリーズ(芳香剤)、ドライペット(除湿剤)などのヒット商品を開発し、消臭芳香剤、手袋、除湿剤など、生活・家庭用品において新しいカテゴリーを創造してまいりました。

こうした中、創業 60 周年を迎え、さらに新体制への移行を契機に、これまでの経営理念を継承しつつ『“化学”にとらわれない』柔軟な発想を図り、常に新しいことにチャレンジしていく姿勢を示すため、これまでの「エステー化学株式会社」から、既存カテゴリーにとらわれない意思を込めて「エステー株式会社」に変更するものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により平成 19 年 8 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものとしたいと存じます。

(2) 従来、取締役会議長を置く旨を規定しておりましたが、取締役会議長を改め、よりなじみ易い呼称である取締役会会長とするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 15 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 15 日(金)

以上

定款一部変更 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>【商号】</p> <p>第1条 当社は、<u>エステー化学株式</u>会社と称し、英文では、S . T . CORPORATION と表示する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役会議長】</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議により、取締役会議長 1 名を選任する。</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2 . ~ ( 条文省略 ) 4 .</p> <p><u>〔新 設〕</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>【商号】</p> <p>第1条 当社は、<u>エステー株式</u>会社と称し、英文では、S . T . CORPORATION と表示する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役会会長】</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議により、取締役会会長 1 名を選任する。</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2 . ~ ( 現行のとおり ) 4 .</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条【商号】の変更は、平成 19 年 8 月 1 日から実施する。なお本附則は、第 1 条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p>